

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」 の概要

I 背景

平成 22 年 5 月に開催された南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更、南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の改正及び南極史跡記念物の追加が採択された。

これを国内法制上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

II 概要

1. 別記（施行規則第 1 条関係）

既存の 5 つの南極特別保護地区（第 1、第 5、第 6、第 39 及び第 59）の区域指定を変更する。

2. 別表第四（施行規則第 8 条関係）

マクマード基地の PM-3A 原子炉を記念する銘板を新たに南極史跡記念物として指定する。

3. 別表第六（施行規則第 12 条関係）

南極特別保護地区ごとに定める要件を以下の通り追加・変更するほか、所要の改正を行う。

- ① 第 1 南極特別保護地区（マック・ロバートソン・ランドのテイラー・ルッカリ）
- 航空機の着陸禁止の例外を「単発式の回転翼航空機は、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、指定された地点（南緯67度27分48秒東経60度53分16秒）に限り、着陸することができる。」に変更する。
 - 航空機の飛行要件を「原則として、航空機は、ペンギンの繁殖地の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、単発式の回転翼航空機及び単発式の飛行機は地表から930m以下の空域を、多発式の回転翼航空機は地表から1500m以下の空域を飛行しないこと。」に変更する。
 - 歩行者の歩行要件を削除する。

- 建築物その他の工作物の設置要件に「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。」を追加する。
- 新たに「地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。」を要件とする。
- 新たに「地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。」を要件とする。
- 新たに「地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。」を要件とする。

② 第2南極特別保護地区（ホルム湾のルッカリー諸島）

- 新たに「毎年10月1日から翌年の4月30日までの期間は、科学的調査のために必要な場合を除き、ギガンテウス島には、立ち入らないこと。」を要件とする。
- 新たに「当該地区において、陸上では車両を使用しないこと。」を要件とする。
- 車両の使用禁止区域を「南極鳥類の繁殖地から250m以内の区域」に変更する。
- 航空機の着陸要件を「原則として、毎年10月1日から翌年4月30日までの期間は、航空機は地区内に着陸しないこと。ただし、単発式の回転翼航空機については、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、南極鳥類の繁殖地から500m以上離れた区域(ギガンテウス島を除く。)に限り着陸することができる。」「毎年5月1日から9月30日までの期間は、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、南極鳥類の繁殖地から930m以内の区域に、多発式の回転翼航空機にあつては、南極鳥類の繁殖地から1500m以内の区域に着陸しないこと。」に変更する。
- 航空機の飛行要件を「原則として、航空機はギガンテウス島の直上空域を飛行しないこと。」「毎年10月1日から4月30日までの期間は、原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、地表から930m以下の直上空域を、多発式の回転翼航空機にあつては、地表から1500m以下の直上空域を飛行しないこと。」「毎年5月1日から9月30日までの期間は、当該地区の直上空域では、単発式の回転翼航空機及び飛行機にあつては、地表から750m以下の空域を、多発式の回転翼航空機にあつては、地表から1500m以下の空域を飛行しないこと。」に変更する。

- 新たに「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、地区内では歩行者は南極鳥類の繁殖地から 20m 以内に近づかないこと。」を要件とする。
- 建築物その他の工作物の設置要件に「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。」を追加する。
- 新たに「原則として、地区内では野営しないこと。」を要件とする。
- 新たに「地区内では、毎年 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。」を要件とする。
- 新たに「地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。」を要件とする。
- 新たに「地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。」を要件とする。
- 新たに「地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。」を要件とする。

③ 第 3 南極特別保護地区（バッド海岸のアーデリー島及びオドバート島）

- 航空機の着陸を原則禁止とし、例外を「単発式回転翼航空機は、指定された地点（南緯 66 度 26 分 38 秒東経 110 度 20 分 54 秒又は南緯 66 度 27 分 8 秒東経 110 度 36 分 4 秒）に限り、着陸することができる。」に変更する。
- 航空機の飛行禁止の例外を「科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、単発式の航空機にあつては地表から 930m 以下の空域を、多発式の航空機にあつては地表から 1500m 以下の空域を飛行しないこと。」に変更する。
- 建築物その他の工作物の設置要件に「当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。」を追加する。
- 新たに「原則として、オドバート島内では野営しないこと。」を要件とする。
- 野営することができる地点を「指定された地点（南緯 66 度 22 分 24 秒東経 110 度 35 分 12 秒）」に変更する。
- 新たに「地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。」を要件とする。
- 新たに「地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。」を要件とする。
- 新たに「地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。」を要件とする。

④ 第 6 南極特別保護地区（ヴィクトリア・ランドのハレット岬）

- 地区内の活動要件を「他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。」と変更する。
- 車両の使用制限に係る適用除外事項を削除する。

- 航空機の着陸禁止の例外を「当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、回転翼航空機は、指定された地点（南緯72度19分14秒東経170度13分34秒）に限り、着陸することができる。」に変更する。
- 航空機の飛行要件を「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、毎年10月1日から翌年の3月31日までの期間は、上記に従って離着陸する場合を除き、当該地区の直上空域にあっては、繁殖地の上空930m以下の空域を飛行しないこと。」に変更する。

⑤第 19 南極特別保護地区（フォルリダス沼及びデイヴィス谷）

- 地区内で許容される活動に「他の場所ではできない教育活動」を追加する。
- 物品の滅菌の要件として「滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液による洗浄等の方法を用いること。」を追加する。

⑥第 39 南極特別保護地区（アンヴァース島のビスコー岬）

- 地区内で許容される活動に「他の場所ではできない教育活動」を追加する。
- 航空機の飛行要件を、「航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度六百十メートル以下の空域を飛行しないこと。ただし、前号の地点に離着陸する場合で、かつ、南緯 64 度 48 分 36 秒西経 63 度 46 分 52 秒の地点を起点とし、同地点と南緯 64 度 48 分 35 秒西経 63 度 46 分 42 秒の地点を結ぶ直線及び同地点から起点に至る海岸線により囲まれた区域、並びに、南緯 64 度 48 分 24 秒西経 63 度 46 分 4 秒の地点を起点とし、同地点と南緯 64 度 48 分 20 秒西経 63 度 46 分 5 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 64 度 48 分 21 秒西経 63 度 46 分 26 秒の地点を結ぶ海岸線、同地点と南緯 64 度 48 分 23 秒西経 63 度 46 分 26 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 64 度 48 分 24 秒西経 63 度 46 分 32 秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点とを結ぶ海岸線で囲まれた区域の直上空域を航行する場合は、この限りでない。」に変更する。

⑦第 55 南極特別保護地区（ロス島のエヴァンス岬）

- 地区内の立入要件を、「地区内に、一回につき 41 人以上立ち入らないこと。」「地区内の第十六南極史跡記念物に、一回につき 13 人以上立ち入らないこと。」に変更する。
- 新たに「地区内の第十六南極史跡記念物において、鋏のついた三脚または一脚を使用しないこと。また、一回に 12 人立ち入る場合、三脚及び一脚を使用しないこと。」を要件とする。

⑧第 57 南極特別保護地区（ロス島のロイズ岬のバックドア湾）

- 地区内の立入要件を「地区内に、一回につき 41 人以上立ち入らないこと。」

「地区内の第十五南極史跡記念物に、1回につき9人以上立ち入らないこと。」に変更する。

- 新たに「地区内の第十六南極史跡記念物において、鋏のついた三脚または一脚を使用しないこと。また、1回に8人立ち入る場合、三脚及び一脚を使用しないこと。」を要件とする。

⑨第 58 南極特別保護地区（ロス島のハット岬のディスカバリー小屋）

- 地区内の立入要件を「地区内の第十八南極史跡記念物に、1回につき9人以上立ち入らないこと。」に変更する。
- 新たに「地区内の第十六南極史跡記念物において、鋏のついた三脚または一脚を使用しないこと。また、1回に8人立ち入る場合、三脚及び一脚を使用しないこと。」を要件とする。

⑩第 59 南極特別保護地区（アデア岬）

- 地区内の立入要件を「地区内に、1回につき41人以上立ち入らないこと。」
「地区内の第二十二南極史跡記念物に、1回につき5人以上立ち入らないこと。」に変更する。
- 新たに「地区内の第十六南極史跡記念物において、鋏のついた三脚または一脚を使用しないこと。また、1回に4人立ち入る場合、三脚及び一脚を使用しないこと。」を要件とする。

⑪第 63 南極特別保護地区（ドロンニング・モード・ランドのダクシン・ガンゴトリ氷河）

- 新たに「地区内では車両を使用しないこと。」を要件とする。
- 新たに「航空機は地区内に着陸しないこと。」を要件とする。

⑫第 64 南極特別保護地区（マック・ロバートソン・ランドのスカリン・モノリス及びマレー・モノリス）

- 「地区内に120日以上滞在しないこと。」を要件から削除する。
- 船舶の航行禁止の例外を「上陸のためにボートを使用する場合はこの限りでないが、その場合の対水速度は五ノット以下とし、海岸線から五十メートル以内の海域には侵入しないこと。」に変更する。
- 航空機の着陸禁止の例外を「単発式の回転翼航空機は指定された地点（南緯67度47分25秒東経66度41分45秒）に限り、着陸することができる。」に変更する。
- 毎年10月1日から3月31日までの期間における単発式の回転翼航空機及び飛行機の飛行禁止空域を「飛行制限高度930m以下」に変更する。

以上